

第3次つくばみらい市総合計画 策定方針

令和8年5月

つくばみらい市

1. 策定の趣旨

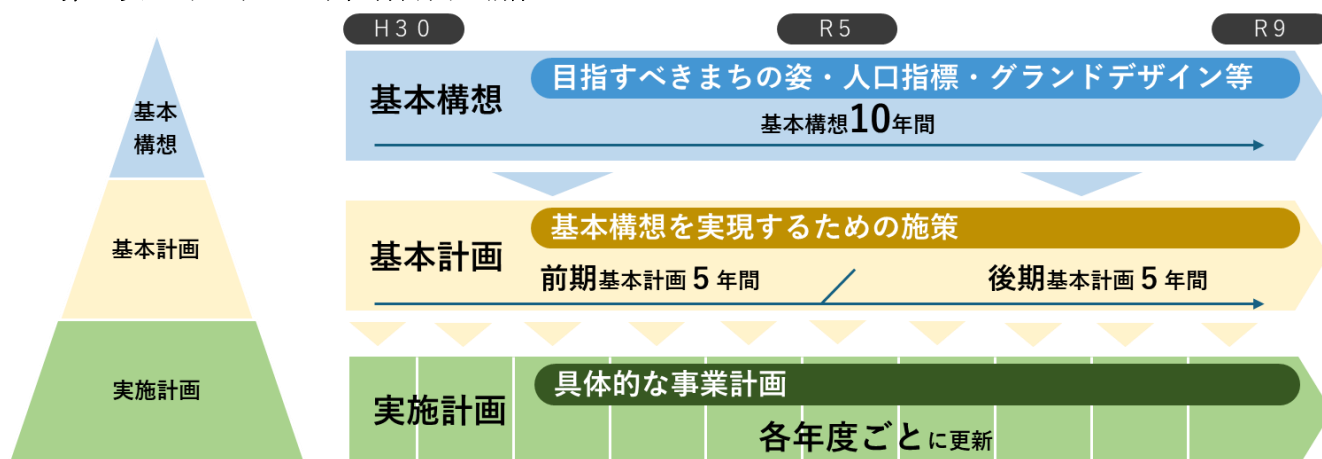
本市では、令和9年度までを計画期間とする「第2次つくばみらい市総合計画」に基づいたまちづくりを進めており、全国的に人口減少が進展する中、人の賑わいを生み出すまちづくりが着実に成果を挙げ、大きな発展を遂げているところです。

今般、「第2次つくばみらい市総合計画」の計画期間が令和9年度をもって終了することから、将来にわたって活力と魅力のあるまちであり続けるため、本市の現状や、本市を取り巻く環境の変化、これまでの施策の結果等を踏まえ、本市が目指すべきまちの姿や、ランドデザイン、これらを実現するための施策について見直しを行い「第3次つくばみらい市総合計画」を策定します。

2. 第2次つくばみらい市総合計画（現行）について

現行の第2次つくばみらい市総合計画は、本市が目指すべきまちの姿やランドデザインを示す基本構想（10年）と、基本構想に示した目指すべきまちの姿等を実現するために必要な施策を示す基本計画（5年）、具体的な事業計画を示す実施計画（各年度ごと更新）の3層構成で構成され、行政運営を計画的に進めるための市の最上位計画として位置付けられています。

■第2次つくばみらい市総合計画の構成



3. 計画の構成・計画期間

総合計画は、かつて地方自治法により「基本構想」の策定が義務付けられており、あわせて国の指針等により「基本構想（概ね10年程度）」「基本計画」「実施計画」の3層構成とする体系が示されていたことから、本市を含む多くの自治体では、この指針に準じて計画を策定してきました。

その後、地方自治法の改正を経て、現在は各自治体が実情に応じて計画の構成や期間を柔軟に設定できるようになっていることから、本市においても第3次総合計画の策定を契機として、計画の構成及び計画期間について、以下のとおり見直しを行います。

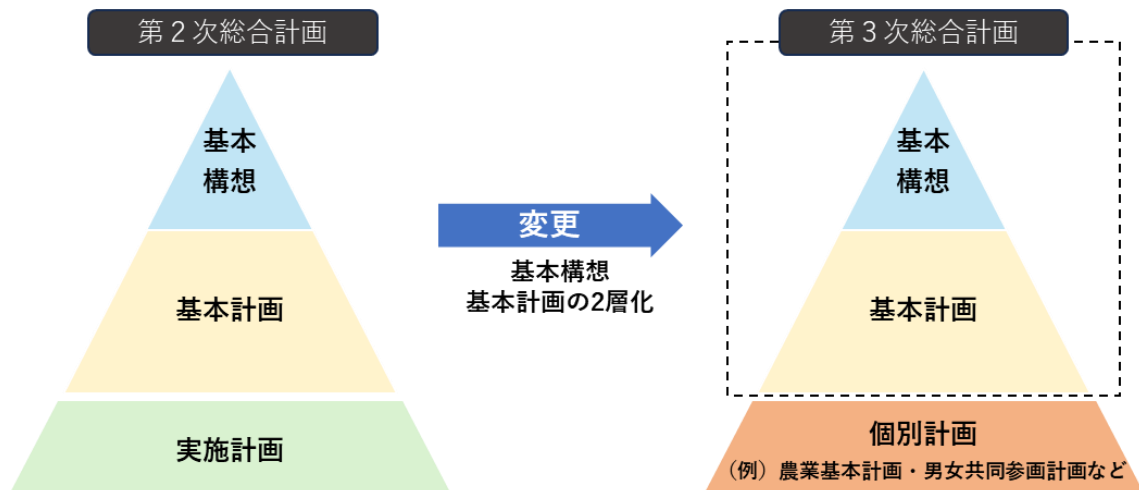
(1) 計画の構成

第3次総合計画は「基本構想・基本計画」の2層構成とします。基本構想では、本市が目指すべきまちの姿やランドデザインなどを示し、基本計画では、基本構想に示した目指すべきまちの姿等を実現するために必要な施策を示します。

これまでの本市の総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」に、具体的な事業の計画を年度ごとに示した「実施計画」を加えた3層構成としていましたが、現在では各分野で策定してい

る個別計画の充実により、「実施計画」以上の内容が各個別計画に盛り込まれています。これにより、「実施計画」を別途策定しなくても、事業の管理・推進が図られる体制が整ってきたことを踏まえ、第3次総合計画では「基本構想」と「基本計画」により計画を構成します。

■構成のイメージ



(2) 計画期間

① 基本構想について

基本構想の期間は、概ね20年間とします。基本構想は、本市のまちづくりの理念や将来像といった大きな方向性を示すものであり、社会情勢が大きく変化する中であっても、ぶれない軸として長期的な視点で定めるものとします。

これまで本市は計画期間を10年としてきましたが、都市基盤の整備や人口動態は短期間で大きく変化するものではなく、長期的な時間軸の中で形成されるものです。都市計画分野における計画策定においても、国の指針により、概ね20年後の都市の姿を展望することが望ましいとされており、本市においても、みらい平地区では計画人口16,000人に達するまでに約17年を要するなど、まちづくりには相応の期間を要する実態があります。また、人口動態についても、国の人口ビジョンにおいて2060年頃までの将来展望が示されているとおり、長期的な視点で捉えることが前提とされています。

これらを踏まえ、第3次総合計画における基本構想は、20年を見通したものとして定めるものとします。

② 基本計画について

基本計画の期間は、4年間とします。基本計画は基本構想に示した目指すべきまちの姿等を実現するために必要な施策を示すものです。

これまで本市は計画期間を5年間としてきましたが、市民ニーズに即した的確かつ機動的な施策展開を図るとともに、実効性の高い行政経営を推進することを目的に、市長任期との整合を図り、市民の求める施策や社会情勢の変化をより反映しやすい計画とするため、第3次総合計画における基本計画の期間を4年間とします。

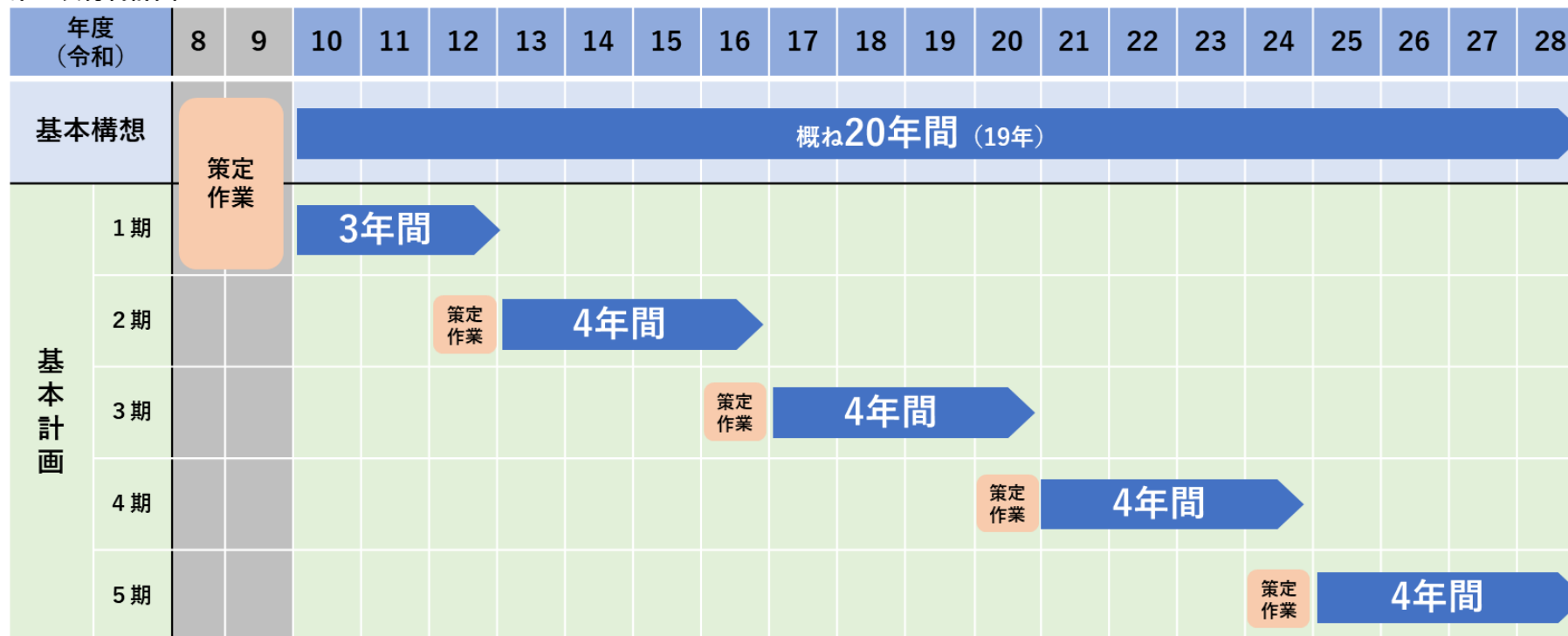
③ 計画期間の全体整理

第3次総合計画の基本構想については、令和10年度から令和28年度までの概ね20年間（19年間）とし、基本計画については、1期を令和10年度から令和12年度までの3年間、2期から5期までを各4年間とします。

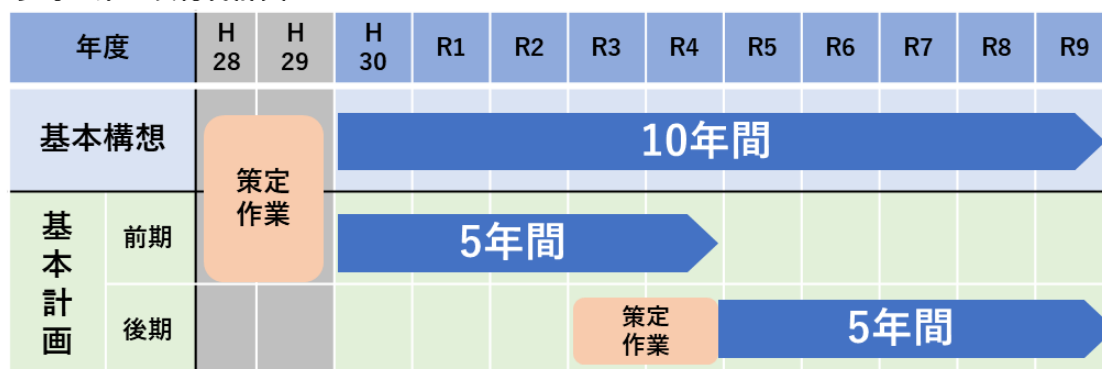
なお、基本構想については、基本計画の策定の都度、必要に応じて見直しを行うことにより、長期的な方向性の一貫性を確保しつつ、社会情勢の変化にも柔軟に対応していきます。

■計画期間のイメージ

第3次総合計画



参考：第2次総合計画



4. 基本姿勢

計画策定にあたっては、次の基本的な姿勢に基づき策定します。

(1) 社会経済情勢に即した計画づくり

社会・経済・財政状況等、本市を取り巻く環境を十分に分析・検討し、課題を適切に認識した上で、今後の動向にも考慮した計画を策定します。

(2) 第2次総合計画の評価・総括を踏まえた計画づくり

現行の第2次総合計画について十分な検証を行い、市の施策の達成度・課題を明確化して第3次総合計画に反映させていきます。

(3) 市民の意見を反映させた計画づくり

市民アンケートやワークショップ等の実施など、様々な形で市民の意見・意向を把握し、計画に取り入れます。

(4) 親しみやすく、共感できる計画づくり

「まちづくりの指針」として、わかりやすく、親しみやすい計画を策定します。

5. 計画の策定体制

総合計画は、本市のまちづくりの指針となる重要な計画であり、将来像の実現のためには、行政だけでなく、市民、地域、企業、各種団体との連携・協働が不可欠です。計画策定にあたっては、多様な手法により市民意見を聴取し適切に計画に反映させるとともに、組織・業務の枠組にとらわれない全庁的な協力体制を構築します。

(1) 総合計画審議会

つくばみらい市総合計画審議会条例に基づき、総合計画審議会を設置します。総合計画審議会は、様々な識見を有する方や市民で組織し、市長の諮問に応じ、総合計画策定に関し必要な事項の調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申します。

(2) 庁内組織

■総合計画策定委員会

つくばみらい市総合計画策定委員会要綱に基づき、総合計画策定委員会を設置します。総合計画策定委員会は、副市長、教育長、各部長で組織し、方針、基本構想、基本計画その他総合計画の策定に関し必要な事項の調整及び協議を行います。

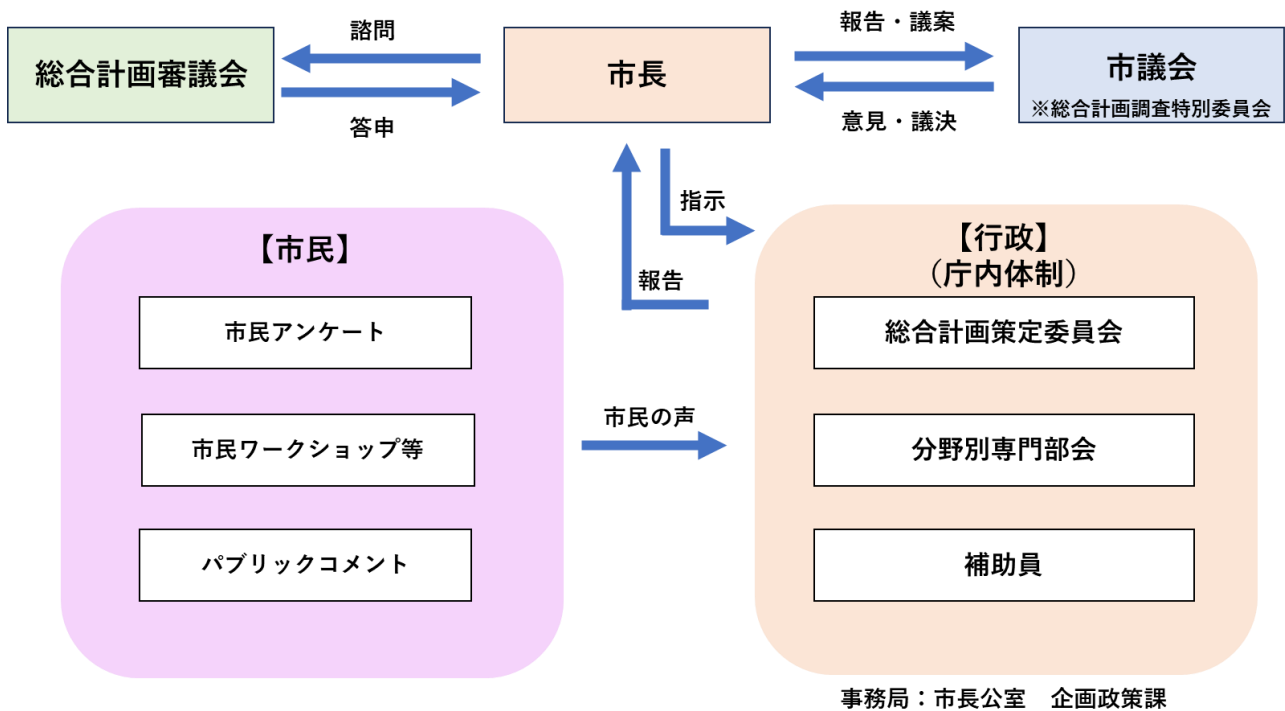
■分野別専門部会

総合計画策定委員会の下に分野別の専門部会を設置します。専門部会は、「総務部会、教育民生部会、経済部会」とし、各関係課長で組織し、総合計画策定に関し必要な事項の調査、研究、調整及び協議を行います。

■補助員

各課係長級等の職員で組織し、資料の収集及び計画立案作業を行います。

■策定体制のイメージ



6. 策定スケジュール

【令和8年度】

市の現状整理、第2次総合計画の進捗状況の整理・検証を行い、第3次総合計画策定に向けての基礎調査を行います。また、市民アンケートの実施や、市民参加のワークショップ等を実施することで市民ニーズを把握します。

【令和9年度】

令和8年度に行った基礎調査の結果に基づき、基本構想や基本計画の素案を作成します。また、素案に対するパブリックコメントを実施し、その結果を素案へ適宜反映し、年度末の策定を目指します。

■策定スケジュールイメージ

年度	令和8年度				令和9年度				
月	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	
議会 (総合計画調査 特別委員会)	適宜報告							議案 提出	議案 審議
審議会等	審議会・策定委員会等の開催								
策定作業	策定方針 決定	市の現状整理	第2次総合計画の進捗整理・検証	市民アンケート	市民ワークショップ等	基本構想 素案作成	基本計画 素案作成	パブリック コメント	

※パブリックコメント後に
最終案取りまとめ